

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

弟子屈町長 徳永 哲雄

| | | |
|-------------------|---|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 弟子屈町 (016659) | |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 弟子屈地区 (川湯緑、川湯、川湯3、川湯8、川湯7、川湯市街仁伏、陰徳、和琴、ポント、古丹、丸山、石狩別美里、愛天美豊、美留和、美留和開拓愛天、美留和摩周、札友内、札友内2、札友内1、豊栄、原野5、新生、原野中央、原野2、原野3、奥春別3、奥春別、三笠、好美、奥春別豊生、最栄利別、福島、重内、鑑別開拓、鑑別1、鑑別、共盛、弟子屈市街、下鑑別、仁多摩周、仁多4、仁多3、更生、仁多1、仁多、秋田川、熊牛1、報徳、共栄、熊牛2、熊牛、平和、オソベツ) | |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 6年 3月26日 (第 1 回) | |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

| |
|---|
| <p>弟子屈町の農業は、全町的に酪農や肉用牛・馬産が盛んなほか、北部地域では他の地域と比較して気候が温暖なため、馬鈴しょ・てん菜・小麦の3作物が作付けされており、近年は、第4の作物としてそばの作付けが定着し、適切な輪作体系による安定的な畑作経営が維持されている。各種農業・農村整備事業の導入により農地の造成整備や施設整備が進み、離農跡地の集積等と併せ、規模拡大と近代化が進んできた。耕地面積は、約10,200haと行政面積の13%を占めており、そのうち牧草地は約8,800ha、畑地は約1,400haとなっている。農業者一戸当たりの経営面積が平均86.3haとなっており、一筆ごとの圃場面積も大きく、集積面積は9490.4ha、集積率は90%(弟子屈地区)と、一定規模の集積が既に行われている状況にある。一方で、地域内の農業者の平均年齢が56.9歳であり、後継者のいる農家の割合は10.5%である。今後も、離農者の農地が生じたときには、地域内の農業者を優先に集積を進めていくが、農業後継者対策や新規参入者の受入・支援をより一層進めていく必要がある。</p> <p>【地域の基礎的データ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者:123人(うち50歳代以下 58人、法人19経営体)※町外に所在地を置く6法人を含む (認定農業者 90戸、他市町村認定農業者 8戸、認定新規就農者 3戸、基本構想水準到達者 2戸、 主な作物:生乳、肉用牛、馬鈴しょ、てん菜、小麦、そば、メロン、ぶどう |
|---|

(2) 地域における農業の将来の在り方

| |
|---|
| <p>弟子屈町の農業は一戸農家あたりの経営面積の平均が86.3ha(畑作110.2ha)と広大であり、農家数の減少とともに規模拡大意向のある農家への集約化がほぼ達成している状況にあることから、複数戸法人の設立や新規就農者の受入・支援を推進する必要がある。将来に渡り持続可能な地域農業を推進していくために、地域の実情に合わせて、家族経営をはじめとする農業経営体が経営体質改善と生産基盤の強化を図りながら、農業生産額の増大や生産コストの縮減による農業所得の増大と6次産業化による農業経営の多角化に向けた取組を推進するとともに、農業経営体を支える営農支援組織の育成を行うなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保し、これらの担い手への農用地の利用集積・集約化を促進する必要がある。</p> |
|---|

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積 | 11,362 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 11,362 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | - ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構の活用等で、認定農業者等を中心に、団地面積の拡大を進めながら、担い手へ農地の集約化を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸付け、担い手の経営意向や事情に配慮し、段階的に集約化を進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・美留和地域においては、国営総合農地防災事業により排水路及び暗渠排水溝の整備が実施されているため、今後は維持・保全を行いながら、生産効率の向上や担い手への集積・集約化を進めていく。
・川湯地域においては、国営川湯跡佐南土地改良事業(農地防災)及び国営川湯跡佐北土地改良事業(農地防災)の受益対象地となっており同事業の推進に協力していく。
・その他の地域においては、地域のニーズを把握し、必要な基盤整備事業に取り組んでいく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

町、JA摩周湖、農業改良普及センター等の関係機関と連携し、多様な経営体の確保・育成に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

JAコントラ事業の活用、酪農ヘルパー制度の活用による農業者支援を積極的に進めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|--------------------------|-------------|-------------------------------------|---------|--------------------------|------|--------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④輸出 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨その他 | | |

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

弟子屈町全域が林野部と隣接しており、鳥獣による農作物被害が深刻である。特にシカについて被害額が年々増加している状況にある。また、町内狩猟免許保持者の高齢化が顕著であり、若手の育成及び技能継承が喫緊の課題である。

③スマート農業

畑作においては一戸あたりの経営面積が110.2haと全道一の経営規模であることから、IT技術を活用した労働負担の軽減及び効率化が不可欠である。現在、GPS操舵を活用した自動操舵トラクターを9戸の農家が導入し、スマート農業を推進している。ただし、携帯電波が届かない地域もあることから、不干渉地帯の解消が必要。また、スマート農業の製品等は導入費用が高額であることから、今後導入に向けて検討する場合には、国等の補助金等を最大限に活用し導入に向けて検討を行う。